

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会（第2回）議事概要

1 日時：平成17年12月21日（水）10：30～12：30

2 場所：中央合同庁舎第2号館 地下2階共用第1、2、3会議室

3 出席者

(1) 構成員（五十音順、敬称略）

依田 高典、江崎 浩、尾家 祐二、酒井 善則（座長代理）、佐藤 治正、菅谷 実、
関口 博正、東海 幹夫、林 敏彦（座長）、藤原 まり子、増野 大作

(2) 総務省

須田 総合通信基盤局長、寺崎 電気通信事業部長、谷脇 料金サービス課長、
泉 料金サービス課企画官、鈴木 事業政策課長、大橋 データ通信課長、
古市 消費者行政課長、湯本 事業政策課調査官、門馬 番号企画室長、
片桐 料金サービス課課長補佐、横手 同課長補佐、白井 同課長補佐、
西潟 同課長補佐

4 議題

(1) 検討アジェンダについて

(2) 欧米における競争政策の動向について

(3) 懇談会におけるヒアリングの実施について

5 議事要旨

(1) 検討アジェンダについて

- 事務局より「検討アジェンダ」（資料1）を説明。
- 自由討議における構成員の主な発言は以下のとおり。
 - ・ 将来の議論をするに当たっては、まず、これまでの競争政策が失敗したのか成功したのかを見極めることが重要。
 - ・ 日本のブロードバンドは、インフラ環境とサービス環境のどちらを見ても世界に誇るべき状況にあり、結果的にこれまでの競争政策は有効に機能したと考えている。懇談会では、これまで有効に機能してきたものを、今後もいかに有効に機能させるかという観点から議論すべき。
 - ・ パブリック・コメントを見た印象として、事業者間の利害調整への期待が大きいようだが、競争政策や公正競争環境の整備は、最終的には消費者の利便性を確保することにある。その上で、競争中立性と技術中立性を確保することが必要。ただし、これら2つの中立性を過度に守ろうとして、サービスや技術の先端性までも損なわないようにする必要がある。
 - ・ 接続料について、予測と実績が乖離し、過去の赤字を補う又は接続料を値上げしなくてはならないという時には、卸料金と小売料金の逆ざやが起らないようイ

- ンピューテーションルールを重視する必要がある。
- ・ N T Tグループに対する公正競争ルールの在り方については、F M Cを見越した上で議論を行うべき。また、新しいサービスや技術を促進するような形で通信事業者間の公正競争条件(イコールフットィング)を議論すべき。
 - ・ コンテンツビジネスを考えた場合、グローバルに展開していくという視点も採り入れるべき。
 - ・ 「④検討に際しての留意点」において「P S T Nに依存する利用者が相当程度存在するものと見込まれる。」と書かれているが、これは検討に際しての留意点という以上に重要な点である。
 - ・ 映像系コンテンツビジネスとの関わりやI P網へのアクセスが重要であり、プラットフォームレイヤーにおける公正競争の在り方に関する検討が必要。
 - ・ コロケーションに関しては、電源、管路、とう道も検討対象に入れる必要がある。
 - ・ 今後I P網に移行していくといっても、どこからがI P網の問題でどこまでがP S T Nの問題なのかという時間軸がまだ見えにくい。これは、今後議論を進めていく中で明らかになっていくだろう。
 - ・ 今後I P化が進展していけば、新しいコンテンツも登場してくるので、レイヤーの議論、活用業務の在り方、グループドミナンスについても議論する必要がある。
 - ・ 「非対称規制」は、この場合「ドミナント規制」と書くのが正確ではないか。
 - ・ 技術の先端性を妨げないことが重要。「我が国の技術をどう育てるのか」という点を検討アジェンダに直接書き込まないとしても、精神としてはそのような考え方も念頭に置いておく必要がある。
 - ・ 消費者サイドから言うと、端末を購入するところから始まり、認証・課金を通してサービスが見えてくる。モバイル端末がサイフ代わりになってきているが、P Cに比べて決済の選択肢が少ない。プラットフォームレイヤーでのビジネスはとても重要。ボトルネックもいろいろな形で起こっている。プラットフォームレイヤーの在り方も議論する必要がある。
 - ・ 従来の料金政策が垂直統合型のビジネス展開でどのように変わっていくのか。非規制部分と規制部分を一事業者が兼業する場合に、その利益配分をどのように考えていくのが重要。
 - ・ それぞれのレイヤーにおいて複数のサービス供給者が提供できるよう担保するにはどうすればよいか重要な問題。これには、独占の問題や、各レイヤーを他の供給者に利用させるかといった問題も含まれる。特に、特定のクレジット・カードしか使えないのは問題であるように、デファクト・スタンダードがあるとしても、消費者にとっては他にも選択肢があることが重要。
 - ・ 移動体事業者は、携帯端末を囲い込んでいる。他方、固定は事業者が変わっても端末は変わらない。それだけビジネスモデルが違っている。F M Cになるとどうなるかが複雑。議論の方向性やどこまで議論するかについて、基本的なスタンスはきちんとしておかないと際限なく議論が拡散してしまう。

- ・ 新しい時代に即した基本的なルールの策定・方向性を見出すのが懇談会の役割であって、あまり個別の議論に入ると全体が見えにくくなる。
 - ・ 規制分野の事業と非規制分野の事業を兼業する場合に、両者の間で利益をどう分けるかという点も古くて新しい問題。こうした問題も今後議論していきたい。
- 以上の討議を踏まえ、検討アジェンダに所要の修正を加えることとし、その具体的内容は座長に一任することとされた(注: 12月28日に最終的な検討アジェンダについて総務省より報道発表を行った)。

(2) 欧米における競争政策の動向について

- 事務局より「欧米における競争政策の動向について」(資料2)を説明。
- 自由討議における構成員の主な発言は以下のとおり。
- ・ 英国においては、テレコム戦略的レビュー(第2フェーズ)の3つの政策オプションをOFCOMが提示したが、最終的にはBT自らが判断したということが重要。他方、米国は前提が相当異なるので、現象だけを見てはいけない。
 - ・ 欧米の問題と日本が直面している問題が同じかどうかを見極める必要がある。また、海外では、日本は韓国と一括りで議論されがちであるが、実態は必ずしも同じではなく、海外に向け積極的に日本の状況について情報発信すべき。
 - ・ 規制だけで市場が決まってくるものではない。技術開発競争の状況、技術水準、先導的なユーザがいるか、国民のニーズ等様々なポイントがあり、これらはいずれも重要。欧米の事例は、規制見直しを行ったその結果として、それぞれの国でブロードバンド市場がどのようになっているのかを見るという点で参考になるのではないかと。また、日本とセットで論じられることの多い韓国の政策動向についても懇談会で検証すべき。
 - ・ インフラ基盤の面でこと日本は進んでいるが、その他の分野では遅れている部分もあるという反省の視点も重要。

(3) 懇談会におけるヒアリングの実施について

- 事務局提案の「懇談会におけるヒアリングの実施について」(資料3)について了承。

以上